

米子市掲示第 2 9 号

公募型プロポーザル方式に係る手続の執行について

公募型プロポーザルを行うので、次のとおり公告する。

令和 4 年 7 月 2 9 日

米子市長 伊 木 隆 司

1 プロポーザル手続の概要

(1) プロポーザル手続の内容

米子市下水道終末処理場等包括的運転維持管理業務委託の契約

(2) 対象となる業務の名称

米子市下水道終末処理場等包括的運転維持管理業務委託

(3) 業務期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで（3 年間）

(4) 提案上限額

2, 5 3 0, 7 8 9, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

2 参加に関する条件等

1 の(2)に掲げる業務（以下「委託業務」という。）について行うプロポーザル方式に係る手続（以下「プロポーザル手続」という。）に参加に関する条件は次によるものとする。

(1) 参加者の構成等

本市では、別に公表する地域連携方針に基づき本委託を実施する。これを踏まえ、参加者の構成等は次のとおりとする。なお、一部業務の再委託については、本市の了承を得たうえで認めるものとする。

ア 参加者は、「民間専門企業(大手企業)」と「地元企業(地域企業)」、又はこれら企業に「市外企業」を加えた複数の企業で構成するグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

区 分	企業の条件
民間専門企業 (大手企業)	下水終末処理場及びポンプ施設における包括的民間委託の運転・維持管理業務を元請けとして受託した実績がある企業
地元企業（地域企業）	米子市に本店又は支店等（営業所等を含む）を置く企業
市外企業	上記のいずれにも属さない企業

イ 応募グループについて、構成する企業（以下「構成員」という。）の数の上限は任意とする。

ウ 応募グループは、構成員の中から代表企業 1 社を定め、代表企業が本市との連絡窓口となり、本委託の応募に係る手続（代表企業及びその他の構成員の企業名並びに業務種別（役割分担）を明確にすること等）のすべての諸手続を行うこと。代表企業以外の構成員は、代表企業の代わりに手続きを行うことはできない。

エ 応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員と重複することはできない。

オ 応募グループの代表企業は、技術提案に必要な諸手続きを行うほか、優先交渉権者となった場合は、契約等に係る諸手続を行うこと。

カ 本委託を実施する者として選定された応募グループの構成員は、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく株式会社を設立する場合、その出資者となること。また、共同企業体を結成する場合は、その構成員となること。

(2) 参加資格要件

参加者は、次の各号に挙げる条件を満たすこと。

ア 参加者全員が満たす要件

(ア) 本市の競争入札における指名停止措置を受けていないこと。

- (イ) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）の規定による再生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (ウ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により参加資格を有しない者でないこと。
- (エ) 次に掲げる税金の滞納がないこと。
  - ① 米子市税
  - ② 消費税及び地方消費税
- (オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- イ 応募グループのうちいずれかの企業が満たす要件
  - (ア) 本市内に本店又は支店若しくは営業所（契約を締結する権限について、年間委任状が本市に提出されているものに限る。）のいずれかを有すること。
  - (イ) 参加表明書の提出期限までに、次に掲げる条件を満たす者であること。
    - ① 下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）に基づく終末処理場及びポンプ施設の包括的民間委託業務を、元請として平成 24 年 4 月以降、履行した実績を有する者であること。ここで、対象とする終末処理場及びポンプ施設は同一処理区かつ同一契約を基本とするが、同一処理区でも関連性が認められると本市が判断した場合には、別々の契約でも認めるものとする。
    - ② 下水道処理施設維持管理業者登録規定（昭和 62 年建設省告示第 1348 号）に基づく下水道処理施設維持管理業者登録を有する者であること。
    - ③ 要求水準書【別紙】に示す資格者を業務実施場所に配置できる者であること。これら資格者は、いずれかの企業が満たすのではなく、応募グループ全体として配置可能であればよいものとする。なお、一部業務を再委託しようとするときは、記載されたいずれかの資格を有する者が配置できることを証明するものとし、本市の承諾を得た場合に限り配置を認める。

### 3 委員会の設置

本市は、企画提案書等の審査を専門的知見に基づいて実施するため「米子市公共下水道施設地域連携方式包括的民間委託業務事業者選考等委員会」（以下、「委員会」という。）を設置している。委員会の委員は、学識経験者及び有識者等により構成している。

### 4 手続等

- (1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

郵便番号 6 8 3 - 0 8 3 4 鳥取県米子市内町 1 7 2 番地 1  
米子市下水道部施設課施設維持担当  
電話番号 0 8 5 9 - 3 4 - 1 3 7 9  
電子メールアドレス shisetsu@city.yonago.lg.jp
- (2) 募集要項等の公表  
募集要項等は、令和 4 年 7 月 2 9 日（金）に、米子市ホームページ（<http://www.city.yonago.lg.jp/>）に公表する。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付するものとする。
  - ア 交付期間  
令和 4 年 7 月 2 9 日（金）から令和 4 年 8 月 1 9 日（金）までの日（日曜日及び土曜日並びに天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律（平成 3 0 年法律第 9 9 号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで
  - イ 交付場所  
(1)に同じ。
- (3) 参加表明書の提出
  - ア 提出方法  
本プロポーザルへの参加を希望する者は、募集要項に基づき参加表明書を作成し、これを持参し、又は郵送すること。
  - イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

令和4年8月24日（水）午後5時（郵送の場合は、この期限までに到着したものに限り、受け付ける。）

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出方法

参加申込を行った者は、募集要項に基づき企画提案書等を作成し、これを持参し、又は郵送すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期限

令和4年9月30日（金）午後5時（郵送の場合は、この期限までに到着したものに限り、受け付ける。）

(5) プレゼンテーション及びヒアリングの実施

委員会及び本市は、企画提案書等の審査に当たって、提案内容の確認等のために、参加者に対してプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施する。日時、場所、ヒアリング内容等の詳細については、事前に参加者に通知する。

(6) 優先交渉権者の決定

委員会が予め定めた提案評価基準に基づき、委員会及び本市の審査により優秀提案者を選定する。当該優秀提案者の選定結果を踏まえ、本市は優先交渉権者を決定し契約交渉を行う。

審査は、参加資格の確認及び企画提案書の審査により実施する。審査の詳細については、「優先交渉権者選定基準」を参照のこと。

5 契約の締結

審査の結果選定された優先交渉権者と、委託業務の仕様の協議、確認等委託業務の処理に係る契約の締結のための交渉を行う。ただし、優先交渉権者との間で当該契約を締結することができない場合には、次点者と当該交渉を行う。

6 その他

プロポーザル手続の執行に関し、この公告に記載のないものは、募集要項によるものとする。